

警察法の一部を改正する法律要綱

第一 警察庁の組織に関する規定の整備

一 警察庁警備局に新たに警備運用部を設置し、同部の所掌事務を定める。(第十九条及び第二十四条関係)

二 中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置するとともに、管区警察局に警察支局を置くことができることとする。(第三十条及び第三十一条の二関係)

三 警察庁長官官房の所掌事務の変更その他所要の規定の整備を行う。

第二 施行期日

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。(附則関係)